

お取引に関する重要事項確認書

日本証券金融株式会社（日証金）

本確認書は、「コムストックローン・ダイレクト」のご契約前に、お客様にご契約内容をご理解およびご同意いただくためのものです。

コムストックローン約款、振替決済口座管理規定、個人情報の取扱いに関する同意事項および反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項をよくお読みいただき、下記項目の内容をご確認のうえ、その取扱いにご同意ください。

1. お取引に関する説明

日証金からの連絡

（参照：「約款」第2条第5項）

担保有価証券が値下がりがりした場合など緊急時には、日証金から連絡することがありますので、**日証金からの電話、Eメールを受け取れるようにしてください。**なお、長期にわたりご不在にされる場合はあらかじめご連絡ください。

契約期間

（参照：「約款」第2条第7項～第9項）

契約期間は1年間となっておりますが、**1年ごとに契約更新の審査を実施いたします。**契約は原則として75歳までですが、日証金が定める一定の条件を満たす場合には80歳まで可能です。契約更新をしない場合は、契約期間満了日にご融資金およびお利息を全額弁済していただくこととなります。なお、審査により契約の更新をお断りする場合があります。

更新審査の結果は、日証金ウェブサイトにてご通知いたします。なお、担保有価証券のうち融資不適格銘柄（日証金ウェブサイトでご確認いただけます。）を除いた銘柄の時価額に対する融資残高の割合が70%以上の場合、契約更新ができません。

担保の取扱い

（参照：「約款」第3条）

担保の差入れにあたっては、あらかじめ日証金に担保取引にかかるお客様の振替決済口座（担保取引口座）を開設いただき、**お客様が担保取引口座に振り替えられた（保有されている）国内上場株式等の有価証券が担保として差し入れられます。**なお、担保有価証券には担保評価の対象とならない銘柄があります。

また、お客様が保有株式の配当金について、「株式数比例配分方式」を利用されている場合は、原則として日証金が配当金を受領した月の翌月10日までに、お客様のお届出銀行口座に振り込む方法によりお支払いいたします。ただし、**担保不足等の場合には、配当金等のお支払いを留保することがあります。**

日証金に開設いただいた担保取引口座においては、「特定口座」の取扱いはできません。

お客様が金融商品取引法に基づく「大量保有報告書」を提出されている場合は、担保の差入れまたは返戻に伴い、「変更報告書」の提出が必要となることがあります。詳しくは管轄の財務局へお問い合わせください。

融資限度額、融資方法

（参照：「約款」第4条第1項）

融資限度額は、担保有価証券のうち融資不適格銘柄（日証金ウェブサイトでご確認いただけます。）を除いた銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とし、5,000万円を上限とします。

ご融資は、お客様のお届出銀行口座に振り込むことにより、申込受付日の当日（14:30以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16:00以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に実行いたします。

融資限度額は、お客様が担保有価証券の発行会社の役員等の場合は3,000万円を上限とする場合があります。また、お客様との取引状況、担保内容等により、契約更新時等において上限を変更する場合があります。

返済方法

（参照：「約款」第4条第2項）

ご返済の方法は、次の振込返済と売却返済があります。

振込返済（日証金銀行口座への振込み。いつでもご返済いただけます。）

売却返済（担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法で、**売却は日証金が指定する証券会社において、事前のお客様からの申込みを日証金が承諾した場合に限り可能です。**）

売却返済を行うためには、事前に売却指定証券会社に口座開設を完了している必要があります。

融資利率

（参照：「約款」第4条第3項）

金融情勢が変化した場合等は融資利率を変更することがあります。変更する場合は、事前にEメールおよび日証金ウェブサイトでご通知いたします。融資利率は、基準金利によることを原則としますが、一部のお客様に対し、融資残高、担保内容等により優遇利率を適用する場合があります。

融資残高（月平均融資残高）による優遇利率が適用される場合、優遇利率は、基準金利から一定の利差を差し引いた利率とし、基準金利が変動した時は原則として変更後の基準金利から同利差を差し引いた利率とします。

直近のご融資利率は、日証金ウェブサイトでご確認ください。

担保不足

(参照:「約款」第5条)

担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となった場合は、担保不足の状態となります。担保不足となった場合は、書面もしくはEメールで通知いたしますので、5営業日以内に担保の追加差入れまたは融資金の一部返済により60% (一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%)までご改善ください。

担保処分

(参照:「約款」第6条、第7条)

担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上(融資残高が3,000万円超1億円以下の場合は85%以上、融資残高が1億円超5億円以下の場合は80%以上)となったときや取引約定に違反したとき等の一定の事由に該当した場合は、全額ご返済いただくこととなります。ご返済がない場合は、日証金で担保有価証券を売却処分し、ご融資金およびお利息に充当することとなります。

2. 個人情報の取扱いに関する説明

個人情報および個人番号の利用目的

(参照:「個人情報の取扱いに関する同意事項」第1項、第2項)

日証金は、お客様の個人情報を次の目的に必要な範囲で利用いたします。

株式等の振替および振替決済口座の管理、その他口座管理機関としての業務を円滑に遂行するため

融資申込みの受付、法令に基づく取引時確認、融資取引の管理、その他お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため

また、日証金は、お客様の個人番号を次の目的に必要な範囲で利用いたします。

配当の分配等の支払調書作成事務などの金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務を適切に遂行するため

金融商品取引に関する振替機関等への提供事務を適切かつ円滑に履行するため

3. 反社会的勢力の排除に関する説明

反社会的勢力でないことの表明・確約

(参照:「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」)

お客様には、お客様が暴力団員等に該当しないことを表明・確約していただくとともに、暴力的な要求行為等に該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が暴力団員等に該当し、または暴力的な要求行為等を行うなど、日証金がお客様との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、日証金からの請求により全額ご返済いただくこととなります。